

証券コード 3566
(発送日) 2024年3月11日
(電子提供措置の開始日) 2024年3月5日

株 主 各 位

福井県福井市八重巻町25号81番地
ユニフォームネクスト株式会社
代表取締役社長 横 井 康 孝

第30期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度の能登半島地震により被災された皆さま、ならびにそのご家族の皆さまに心よりお見舞い申し上げますとともに、被災地の日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

さて、当社第30期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイト「第30期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご覧ください。

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/3566/tei/>



また、電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご覧ください。

【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席願えない場合は、書面（郵送）又はインターネットにより議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年3月26日（火曜日）午後6時までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年3月27日（水曜日）午前10時
（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 福井県福井市八重巻町25号81番地
当社本社2階大会議室
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第30期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）
事業報告及び計算書類の内容報告の件
- 決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出
くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサ
イトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎本総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、当
社ウェブサイト（アドレス <https://uniformnext.co.jp/ir>）に掲載させてい
たいただきます。

2024年 ユニフォームネクスト（通称ユニネク）を深く知る会

■実施要領

株主の皆さまと当社の役職員が自由に対話できる機会を提供し、当社の実情を見聞いただくことで、より一層当社を応援し、ファンになっていただくことを目的として、100株以上保有の株主さまを対象に「ユニネクを深く知る会」を開催させていただきます。

■プログラム

- ・会社見学ツアー
- ・役員との対話及び交流

■開催場所・日時

- ・2024年3月27日（水） 株主総会終了後～ 約1時間 本社2階休憩室

■対象

- ・100株以上保有の株主さま（2023年12月31日現在）

■参加方法

- ・事前予約制

下記URLからご登録いただきますようお願いいたします。

<https://forms.gle/eJf8v17FUHCCJjDw7>

- ・事前予約締切日時 3月26日（火）午後6時



■留意事項


- ・当日のライブ配信、後日の録画データ等の公開やご提供は予定しておりません。
- ・準備等の都合により事前予約制とさせていただいておりますので、当日参加はお受けできません。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。




株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2024年3月27日(水曜日)
午前10時(受付開始:午前9時30分)




書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2024年3月26日(火曜日)
午後6時到着分まで



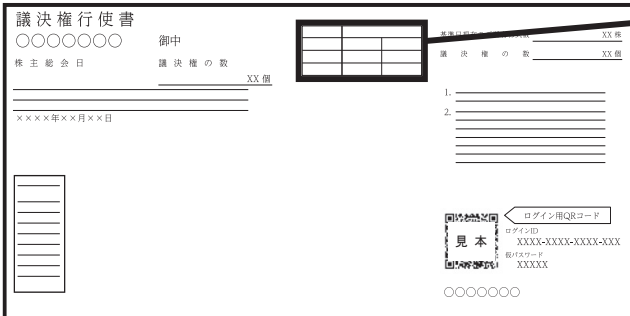
インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年3月26日(火曜日)
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2・3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

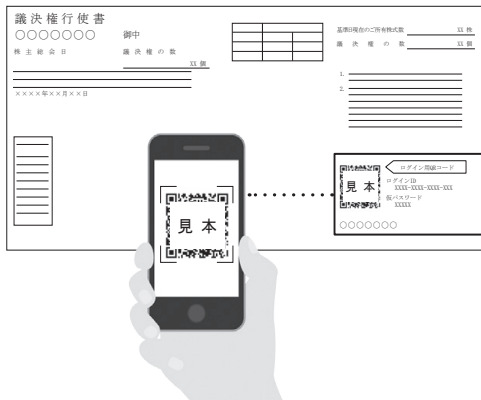
書面(郵送)及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

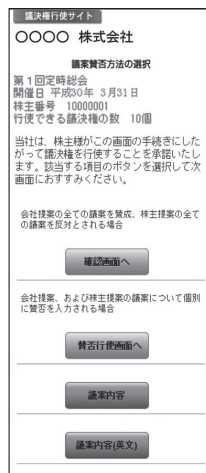
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

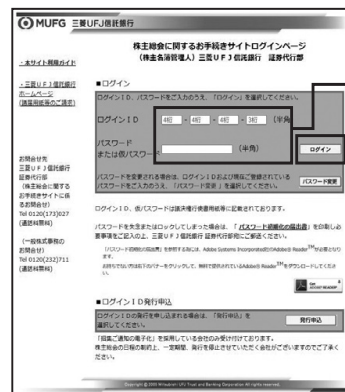


ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

(提供書面)

事業報告

(自 2023年1月1日)
(至 2023年12月31日)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限が解除され雇用・所得環境が改善するなかで、各種政策の効果もあり、景気に持ち直しの動きが見られました。一方で、原材料価格の高騰やそれに伴う物価高、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化や中国の景気減速、為替の変動など、依然として先行き不透明な状況で推移いたしました。

かかる状況のもと、当社は、昨年度に引き続き売上増強による市場シェアの拡大を目的として、高単価の防寒商品販売期である秋冬に向け、WEB広告の積極的な投資による新規顧客の獲得や、既存顧客へのメールマガジン配信等による顧客のサイト流入数の拡大、WEB接客サービス等を活用したファン付き作業服等の販売促進に努めました。また、売上拡大に伴い在庫保管能力を向上させるため、10月には物流センターの増築を竣工いたしました。営業部門においては、提案販売方法を再構築することで組織の生産性向上に取り組んでまいりました。

販売状況に関して、サービス部門においては、新型コロナウイルスの5類感染症移行に伴い人流が戻り、外食や旅行などのサービス消費が増加したことに伴い、飲食店からの注文が増加いたしました。また、医療カテゴリについては商品単価の値上げや大口注文増加により売上が増加いたしました。これらの結果、同部門の売上高は2,707,907千円（前期比17.5%増）となりました。

オフィスワーク部門においては、梅雨明け後から9月にかけて全国的に猛暑日が長く続いたことで、ファン付き作業服を中心に夏物商材の販売が大きく伸びました。一方で、猛暑が続いたことにより、防寒服を始めとした秋冬物商材の初動が低調に推移したほか、12月も気温の高い日が多く防寒商品の販売が伸び悩みました。これらの結果、同部門の売上高は4,182,812千円（同17.3%増）となりました。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高7,453,309千円（前期比17.7%増）となりました。利益に関しては、秋冬シーズンの販売顧客数獲

得のため、ファン付き作業服等の夏物商材に関し積極的にWEB広告の投資を行ったことやWEB広告の単価上昇があった一方で、システム効率化で人件費が抑制されたことにより、営業利益497,924千円（同23.9%増）、経常利益514,005千円（同25.4%増）、当期純利益354,257千円（同28.1%増）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は763,681千円であり、その内容は社屋兼物流センター建設及び流通加工に係る機械等であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 27 期 2020年12月期	第 28 期 2021年12月期	第 29 期 2022年12月期	第 30 期 (当事業年度) 2023年12月期
売 上 高 (千円)	4,968,447	5,115,024	6,333,001	7,453,309
経 常 利 益 (千円)	338,998	356,096	409,980	514,005
当 期 純 利 益 (千円)	223,832	233,224	276,475	354,257
1株当たり当期純利益 (円)	22.52	23.40	27.69	35.46
総 資 産 (千円)	3,221,624	3,413,685	3,711,302	4,069,418
純 資 産 (千円)	2,244,699	2,465,656	2,722,832	3,052,111
1株当たり純資産 (円)	225.64	247.20	272.52	305.66

(注) 当社は、2023年1月1日付で普通株式1株につき4株の割合をもって株式分割を行っております。そのため、第27期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

BtoB市場における電子商取引の占める割合は、継続的な増加が見込まれており、当社が今後成長する基礎的な要因である一方、大手ECサイト運営事業者による参入の加速等に伴い、市場内における競争が激化することが見込まれます。

かかる状況のもと、当社は、顧客企業の業績向上を目的とし、経営理念である、「ワークライフをハッピーに」を実現すべく、以下の課題に取り組んでまいります。

① 新規顧客の獲得

ユニフォームは継続購入が見込める商品であり、新規顧客数の増加は安定的な顧客基盤の拡大に繋がります。当社は、ウェブ広告、検索エンジン最適化、カタログ配布等により当社認知度を高めるとともに、ウェブサイトのユーザビリティ改善を継続的に実施することで、新規顧客の獲得に努めてまいります。

② 顧客定着率の向上

新規顧客獲得に係る販促費用はリピート顧客の受注獲得に係る販促費用より高く、また、リピート顧客の受注単価は新規顧客に比べ高い傾向にあります。当社は、顧客属性に応じた適時適切なフォローサービスを提供することで、顧客定着率の向上を図り、収益性の向上に努めてまいります。

③ 納期の短縮

ユニフォームは、仕事場において欠かせない場合が多いため、欠品率を抑え短納期で商品を提供することが顧客満足度の向上に必要であります。当社は、売れ筋在庫商品の拡充、流通加工を含めた物流の内製化を進めるとともに、メーカーとの販売・在庫情報の共有を深化させることにより、欠品の抑制及び納期の短縮に努めてまいります。

④ 商品提案力の向上

ユニフォームは、多種多様な商品が存在するため、他の商品との機能面での違いが実際に使用するまでわかりづらい場合があります。当社は、商品写真、商品説明、コーディネート例、及び顧客レビュー等をウェブサイトに掲載し、また、各商品の機能特性を理解するための従業員研修を実施し、顧客の潜在的なニーズに合致した商品を提案できる体制の構築に努めてまいります。

⑤ 人材育成の仕組み構築

ユニフォームの販売においては、専門的な知識を有する社員による長期的なフォローが必要であります。当社は、今後の業容拡大に向けて、当該フォロー体制をより大規模に実現するために効果的な人材育成の仕組み構築に努めてまいります。

⑥ システムのセキュリティ管理体制と安定化

インターネット通販において、システムのセキュリティ管理体制の構築が重要であり、市場環境の変化に対応したセキュリティ管理体制の維持、構築、整備を継続的に進めてまいります。

また、新規顧客数の増加に伴うアクセス数の増加に備え、サーバー設備の増強や負荷分散を推進するなどの対策が必要となります。当社は、これら対策の重要性を認識した上で、今後も継続的な維持管理を行い、システムの安定化に取り組んでまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後ともより一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2023年12月31日現在）

当社は、ユニフォームの販売並びに通信販売を主な事業としております。

(6) 主要な事業所（2023年12月31日現在）

本社：福井県福井市

(7) 使用人の状況（2023年12月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
132（119）名	7名増（12名増）	31.6歳	5.6年

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 使用人数が前事業年度末と比べて7名増加したのは、主として事業拡大に伴う定期及び中途採用によるものであります。

(8) 主要な借入先（2023年12月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他会社の現状に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2023年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 29,600,000株
 (2) 発行済株式の総数 9,991,848株
 (3) 株主数 2,818名
 (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
デ イ マ ウ ス 合 同 会 社	3,920,000株	39.25%
横 井 康 孝	1,104,000	11.05
横 井 亜 希 子	528,000	5.28
横 井 孝 志	388,600	3.89
吉 岡 裕 之	380,000	3.80
横 井 杜 王	368,000	3.68
横 井 勇 神	368,000	3.68
ユニフォームネクスト社員持株会	179,500	1.79
前 田 和 彦	144,200	1.44
岩 田 百 志	96,000	0.96
ゲ ン キ ー 株 式 会 社	96,000	0.96

(注) 持株比率は自己株式（6,448株）を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
 該当事項はありません。
- (6) その他株式に関する重要な事項
 該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として 交付された新株予約権の状況

		第 1 回 新 株 予 約 権	
発 行 決 議 日		2015年 3 月 27 日	
新 株 予 約 権 の 数		64個	
新株予約権の目的となる株式の種類及び数（注）3・4		当社普通株式 102,400株 （新株予約権1個につき1,600株）	
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（注）3・4		新株予約権1個当たり 160,000円 （1株当たり 100円）	
新株予約権の行使期間		2017年4月28日から2025年3月27日まで	
新株予約権の主な行使条件		（注）2	
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 （監査等委員を除く）	新株予約権の数	60個
		目的となる株式数	96,000株
		保有者数	1人
	取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ）	新株予約権の数	一個
		目的となる株式数	一株
		保有者数	一人

（注）1. 監査等委員でない社外取締役の保有分はありません。

2. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

(1) 1個の新株予約権につき一部行使はできないものとする。

(2) 新株予約権発行要項に定める当社による取得事由が発生した場合は、新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が特に行使を認めた場合はこの限りではない。

(3) その他の行使条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

3. 2019年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

4. 2023年1月1日付で普通株式1株につき4株の割合をもって株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役 の 状況 (2023年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	横 井 康 孝	営業部管掌 ディマウス合同会社 代表社員
取締役	塚 田 久 治	マーケティング部長
取締役	早 川 光 人	システム部長
取締役 (監査等委員・常勤)	岩 田 百 志	
取締役 (監査等委員)	松 岡 茂	松岡会計事務所 所長
取締役 (監査等委員)	中 尾 亨	司法書士法人G K 代表社員

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 松岡茂氏及び中尾亨氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 (監査等委員) 松岡茂氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当社は、情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を置いております。
4. 当社は、松岡茂氏及び中尾亨氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、社外役員松岡茂氏及び中尾亨氏との間で、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失が無かったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をその責任とする旨の契約を締結しております。

(3) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月9日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。なお、監査等委員である取締役については、監査等委員の協議にて決定しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

業務執行取締役及び社外取締役（監査等委員を除く）の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び株式報酬により構成し、監査等委員である取締役及び社外取締役（監査等委員）については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

c. 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬等として、当社の取締役（監査等委員を除く。以下「対象取締役」という。）が、株主の皆さまとの一層の価値共有し、企業価値の持続的な向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象取締役に対して一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従って当社普通株式（以下「譲渡制限付株式」という。）を割り当てるため、金銭報酬債権を報酬として支給する。また、譲渡制限付株式に関する報酬等としての金銭報酬債権の各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定するものとする。

d. 金銭報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、金銭報酬と非金銭報酬等の構成割合を決定することとする。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役会決議に基づき、代表取締役社長がその具体的内容を決定するものとする。その権限の内容は、各取締役（監査等委員を除く）の基本報酬の額とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、個人別の報酬額を決定した後、報酬額について監査等委員会に諮問し同意を得るものとする。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	54,801 (-)	54,801 (-)	- (-)	3 (-)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	7,629 (1,200)	7,629 (1,200)	- (-)	3 (2)
合 計 (うち社外取締役)	62,430 (1,200)	62,430 (1,200)	- (-)	6 (2)

(注) 1. 取締役 (監査等委員を除く) の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、2016年3月25日開催の第22期定時株主総会において、取締役 (監査等委員を除く) について年額70,000千円以内 (ただし、使用人分給与は含まない。)、取締役 (監査等委員) について年額10,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員を除く) の員数は3名、取締役 (監査等委員) の員数も3名です。また、別枠で、2015年3月27日開催の第21期定時株主総会において、取締役2名に対し、ストックオプション120個分の公正な評価額を限度として、ストックオプションを割り当てることを決議いただいております。また、2020年3月25日開催の第26期定時株主総会において、取締役 (監査等委員である取締役を除く) に対して、上記の報酬枠とは別に、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の額として年額15,000千円以内とすることを決議しております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員を除く) の員数は3名です。

3. 取締役会は、代表取締役社長横井康孝に対し各取締役 (監査等委員を除く) の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容にあたっては、監査等委員会がその妥当性について確認しております。

4. 当事業年度において、非金銭報酬等の支給は行っておりません。

③ 社外役員が当社の親会社等又はその子会社等 (当社を除く) から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役（監査等委員）松岡茂氏は、松岡会計事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・取締役（監査等委員）中尾亨氏は、司法書士法人G K代表社員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員) 松岡 茂	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに、また、監査等委員会14回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、経営から独立した客観的・中立的な立場に立ち、税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員) 中尾 亨	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに、また、監査等委員会14回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、経営から独立した客観的・中立的な立場に立ち、司法書士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,900千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,900

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、全てのステークホルダーにとって企業価値を最大化するために、内部統制システムを構築し、運用しております。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 法令・定款を遵守し、社会規範や企業倫理を重視した公正・誠実な事業活動を行うことを基本理念として社内規程を定め、取締役は自ら率先してその実現に努めます。
 - (b) 取締役会は、取締役から付議・報告される事項についての討議を尽くし、経営の健全性と効率性の両面から監督します。また、社外取締役の意見を得て監督の客観性と有効性を高めます。
 - (c) 取締役・使用人が法令・定款等に違反する、あるいは疑義のある行為等を発見したときに、直接通報・相談を受ける体制（内部通報制度）を整備し、速やかな違反行為等の把握及び対応に努めます。
 - (d) 内部監査担当は、独立した立場からコンプライアンスの取組状況について調査を行い、適宜代表取締役社長及び監査等委員会に報告します。
 - (e) 反社会的勢力の排除については、「社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、毅然とした態度で対処し、あらゆる関係を持たない」旨を社内規程に明記し、反社会的勢力との対決姿勢を明確にします。

- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (a) 文書管理の基本的事項を社内規程に定め、取締役の職務執行に係る情報を適切に保存、管理（廃棄を含む。）を行います。
 - (b) 上記の情報は、取締役（監査等委員である取締役を含む。）が取締役の職務執行を監督・監査するために、いつでも閲覧できるものとします。

- ③ 当社の損失の危険に関する規程その他の体制
- (a) 取締役は、担当する責任部門についてのリスクの洗い出し・評価を行うとともに、必要に応じてリスク管理体制の見直しを行い、リスクの予防・軽減に取り組みます。
 - (b) 内部監査担当は、各責任部門の日常的なリスク管理及び社内規程の運用状況の調査を実施するほか、必要に応じて、各責任部門に対して助言、指導を行います。
 - (c) 重大リスクが顕在化した場合に備え、緊急時に迅速かつ的確な対応ができるよう速やかにトップへ情報を伝達する手段を確保します。
- ④ 当社の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 取締役会は事業計画を策定して、当該計画に基づき業績目標及び予算を設定し、代表取締役社長を中心とする業務執行体制での目標の達成にあたります。
 - (b) 取締役の意思決定を効率的に執行するために、組織編成、業務分掌をはじめとする社内規程を整備します。
- ⑤ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
- 監査等委員会が監査等委員会補助使用人を求めた場合、管理部総務人事グループを監査等委員会の職務を補助すべき組織とし、当該グループの社員が監査等委員会補助使用人を兼務します。
- ⑥ 前号の取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
- (a) 監査等委員会補助使用人の任命・異動については、監査等委員会の事前の同意を必要とし、監査等委員会補助使用人は、監査等委員会が指定する補助すべき期間中は、監査等委員会の職務を優先します。
 - (b) 監査等委員会が指定する補助すべき期間中は、監査等委員会補助使用人への指揮権は監査等委員会に委譲されたものとし、監査等委員でない取締役の指揮命令を受けません。

- ⑦ 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制
- (a) 当社の取締役等は、監査等委員会（又は監査等委員会が選定する監査等委員。）との意見交換などを通じて適切な意思疎通を図るとともに、監査等委員会の求めに応じて報告を行います。
- (b) 内部通報制度の所掌部門は、内部通報により通報された内容及びコンプライアンスに関して報告を受けた内容を監査等委員会に臨時報告するものとします。
- ⑧ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、監査等委員会に対して報告を行った当社の役員及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止します。
- ⑨ 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査等委員が職務の執行について生ずる費用に充てるため、毎年度、監査等委員会からの申請に基づき一定額の予算を確保するとともに、監査等委員から当該費用に掛かる前払い又は立替精算等の請求があった場合には、速やかに請求に応じてこれを処理します。
- ⑩ その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 取締役は、監査等委員会の職務の適切な遂行のため、社内関係部門及び会計監査人等との意思疎通、情報の収集や調査が適切に行えるよう協力します。
- (b) 内部監査担当は、監査等委員会と緊密な連携を保持し、また、監査等委員会の要請に応じてその監査に協力します。
- ⑪ 財務報告の適正性を確保するための体制
- 当社は、財務報告の適正性と信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けて、財務報告に関わる内部統制システムの構築を行っております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の運用状況

当社の内部監査は、内部監査担当1名が、内部監査規程に基づき、法令、定款及び社内規程の遵守状況並びに職務の執行手続及び内容の妥当性について、監査を実施しております。

② 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の運用状況

当社の取締役会は、取締役6名（監査等委員である取締役3名を含む。）で構成され、会社の経営上の意思決定機関として、取締役会規程に則って、経営方針やその他重要事項について審議及び意思決定を行うほか、取締役による職務執行状況を確認しております。取締役会は原則として毎月1回及び必要に応じて随時開催しており、当事業年度は16回開催しました。

③ 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制の運用状況

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）で構成され、原則として毎月1回及び必要に応じて随時開催し（当事業年度は14回開催。）、監査等委員である取締役は取締役会への出席のほか、期初に立案した監査方針と監査計画に従って監査を行っております。また、内部監査担当や会計監査人との情報交換や連携により業務監査や会計監査を補完し、監査等委員会の監査機能の強化に努めております。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	2,323,137	流動負債	1,017,306
現金及び預金	1,275,843	電子記録債務	284,358
受取手形	398	買掛金	276,031
電子記録債権	599	未払金	268,056
売掛金	289,751	未払費用	5,675
商 品	686,438	未払法人税等	101,625
貯 蔵 品	1,793	契 約 負 債	16,541
前払費用	9,122	前 受 金	19,639
未収消費税等	58,486	預 り 金	3,671
そ の 他	855	賞 与 引 当 金	38,000
貸倒引当金	△152	そ の 他	3,708
固定資産	1,746,280		
有形固定資産	1,653,302		
建 物	1,377,367		
構 築 物	31,697		
機 械 及 び 装 置	17,980	負債の部合計	1,017,306
工 具、器 具 及 び 備 品	9,478	純 資 産 の 部	
土 地	216,779	株 主 資 本	3,052,111
無形固定資産	35,404	資 本 金	358,007
ソ フ ト ウ ェ ア	34,446	資 本 剰 余 金	362,276
そ の 他	958	資 本 準 備 金	328,007
投資その他の資産	57,573	その他資本剰余金	34,268
投資有価証券	5,000	利 益 剰 余 金	2,332,038
出 資 金	30	その他利益剰余金	2,332,038
長期前払費用	5,549	繰越利益剰余金	2,332,038
繰延税金資産	30,323	自 己 株 式	△210
そ の 他	16,670	純資産の部合計	3,052,111
資産の部合計	4,069,418	負債・純資産の部合計	4,069,418

損 益 計 算 書

(自 2023年1月1日)
(至 2023年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	7,453,309
売 上 原 価	4,675,418
売 上 総 利 益	2,777,890
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,279,966
営 業 利 益	497,924
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	0
補 助 金 収 入	4,239
ポ イ ン ト 収 入 額	6,840
受 取 精 算 金	2,091
そ の 他	2,922
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	12
経 常 利 益	514,005
税 引 前 当 期 純 利 益	514,005
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	161,595
法 人 税 等 調 整 額	△1,847
当 期 純 利 益	354,257

株主資本等変動計算書

(自 2023年1月1日)
(至 2023年12月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	358,007	328,007	34,268	362,276	2,002,759	2,002,759
当 期 変 動 額						
剰余金の配当					△24,978	△24,978
当 期 純 利 益					354,257	354,257
当期変動額合計	—	—	—	—	329,278	329,278
当 期 末 残 高	358,007	328,007	34,268	362,276	2,332,038	2,332,038

	株 主 資 本		純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	
当 期 首 残 高	△210	2,722,832	2,722,832
当 期 変 動 額			
剰余金の配当		△24,978	△24,978
当 期 純 利 益		354,257	354,257
当期変動額合計	—	329,278	329,278
当 期 末 残 高	△210	3,052,111	3,052,111

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年～38年
構築物	10年～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

商品の販売に係る収益は、主に小売による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品の販売において、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間であるため、出荷時に収益を認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続
譲渡制限付株式報酬制度

当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社の執行役員及び従業員に支給した報酬等については、対象勤務期間にわたって費用処理しております。

(会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	233,032千円
(2) 国庫補助金の受入により、固定資産について 直接減額した圧縮記帳累計額	建物 70,700千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末の 株式数 (株)
普通株式	2,497,962	7,493,886	—	9,991,848

(注) 1. 当社は2023年1月1日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っております。

2. 普通株式の当事業年度増加7,493,886株は、株式分割による増加によるものです。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末の 株式数 (株)
普通株式	112	6,336	—	6,448

- (注) 1. 当社は2023年1月1日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っております。
2. 普通株式の自己株式数の増加6,336株は、株式分割による増加336株及び譲渡制限付株式報酬の無償取得による増加6,000株によるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2023年3月24日 定時株主総会	普通株式	24,978	10円	2022年12月31日	2023年3月27日

- (注) 当社は、2023年1月1日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っておりますが、2022年12月31日を基準日とする配当につきましては、株式分割前の株式数を基準とした金額を記載しております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの
2024年3月27日開催の第30期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額	配当の原資	基準日	効力発生日
2024年3月27日 定時株主総会	普通 株式	39,941	4円	利益剰余金	2023年12月31日	2024年3月28日

4. 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 102,400株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	5,640千円
賞与引当金	11,574千円
未払費用	1,728千円
契約負債	5,038千円
棚卸資産評価損	2,720千円
その他	3,621千円
繰延税金資産合計	<u>30,323千円</u>
繰延税金資産の純額	<u>30,323千円</u>

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

設備投資計画に照らして、必要な資金については原則として固定金利の長期借入金（銀行借入）で調達しております。一時的な余剰資金は安全性の高い銀行預金等に限定し、リスクの高い投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である電子記録債務及び買掛金は、そのほとんどの支払期日が、電子記録債務は3ヶ月以内、買掛金は1ヶ月以内となっております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社は、債権管理に係る社内規程に従い、営業債権について顧客ごとに期日管理及び残高管理を行い、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、市場リスクのある金融商品を取り扱っていないことから、該当事項はありませんが、借入等市場リスクのある金融商品を取り扱う場合には、金利変動リスクを最小限にとどめるよう管理しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

営業債務は流動性リスクに晒されておりますが、日次業務として手元資金の状況を把握するなどの方法により管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

「現金及び預金」、「売掛金」、「未収消費税等」、「電子記録債務」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度 自 2023年1月1日 至 2023年12月31日
サービス部門	2,707,907
オフィスワーク部門	4,182,812
その他	562,589
顧客との契約から生じる収益	7,453,309
その他の収益	—
外部顧客への売上高	7,453,309

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債の残高等

顧客との契約から生じた契約負債の期首残高及び期末残高は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度（期首）	当事業年度（期末）
契約負債	11,532	16,541
前受金	20,710	19,639
合計	32,242	36,180

契約負債は、当社が付与したポイントのうち、当事業年度末時点において履行義務を充足していない残高であります。ポイントの使用時及び失効時に収益を認識し、契約負債を取り崩します。

前受金は、財又はサービスを顧客に移転する前に顧客から受け取った対価であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

2023年12月31日現在、ポイントに係る残存履行義務に配分した取引価格の総額は、16,541千円であります。当社は、当該残存履行義務について、ポイントが使用されるにつれて今後1年から2年の間で収益を認識することを見込んでいます。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	305円66銭
1 株当たり当期純利益	35円46銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年2月13日

ユニフォームネクスト株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

北陸事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高野 浩一郎
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石橋 勇一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ユニフォームネクスト株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第30期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月14日

ユニフォームネクスト株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 岩 田 百 志 ⑩

監 査 等 委 員 松 岡 茂 ⑩

監 査 等 委 員 中 尾 亨 ⑩

(注) 監査等委員松岡茂及び中尾亨は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の剰余金の処分につきましては、当期の業績、経営環境等を勘案し、また、内部留保にも意を用い、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金4円 総額39,941,600円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年3月28日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）
 全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会は特段の意見がない旨を確認
 しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであり
 ます。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
1	よこいやすたか 横井康孝 (1972年10月27日)	1997年10月 当社入社 2007年9月 当社代表取締役社長 2011年1月 イーマークス株式会社代表取 締役社長 2019年8月 当社代表取締役社長営業部管 掌（現任） (重要な兼職の状況) ディマウス合同会社 代表社員	1,104,000株
2	つかだひさじ 塚田久治 (1972年1月8日)	2009年12月 当社入社 2014年12月 当社取締役WEB事業部長 2019年8月 当社取締役システム部長 2022年4月 当社取締役マーケティング部 管掌 2022年8月 当社取締役マーケティング部 長（現任）	64,000株
3	はやかわあきと 早川光人 (1978年5月16日)	2015年6月 当社入社 2015年12月 当社社長室長 2016年8月 当社執行役員管理部長 2019年8月 当社執行役員マーケティング 部長 2020年3月 当社取締役マーケティング部 長 2022年1月 当社取締役マーケティング部 管掌 2022年4月 当社取締役システム部長（現 任）	76,600株

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 各候補者の「所有する当社株式の数」については、2023年12月31日現在の所有
 株式数を記載しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	いわたもと し 岩田百志 (1968年10月28日)	1995年7月 当社入社 2003年11月 当社取締役 2011年3月 当社専務取締役 2016年3月 当社取締役〔常勤監査等委員〕（現任）	96,000株
2	まつおか しげる 松岡茂 (1970年11月25日)	1999年2月 税理士登録 2000年4月 松岡会計事務所設立 所長（現任） 2015年8月 当社社外監査役 2015年9月 ゲンキー株式会社社外監査役 2016年3月 当社社外取締役〔監査等委員〕（現任） 2017年12月 Genky Drug Stores 株式会社社外監査役 2019年9月 Genky Drug Stores 株式会社社外取締役〔監査等委員〕 (重要な兼職の状況) 松岡会計事務所 所長	一株
3	なかお とおる 中尾亨 (1970年12月5日)	1999年5月 司法書士登録 司法書士中尾亨事務所(現司法書士法人GK) 設立 所長（現代表社員）（現任） 2016年3月 当社社外取締役〔監査等委員〕（現任） (重要な兼職の状況) 司法書士法人GK 代表社員	一株

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 各候補者の「所有する当社株式の数」については、2023年12月31日現在の所有株式数を記載しております。
3. 当社は、松岡茂氏及び中尾亨氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、両氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
4. 松岡茂氏及び中尾亨氏は、社外取締役候補者であります。
5. 社外取締役候補者の選任理由及び社外取締役として職務を適切に遂行することができるかと判断した理由について
 - (1) 松岡茂氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が税理士として高い専門性を持つほか、財務及び会計に関する相当程度の知識を有しており、それらを当社の監査等委員である取締役として当社の監査等に活かすことを期待し、選任するものであります。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
 - (2) 中尾亨氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が司法書士として高い専門性を持つほか、企業法務に関する長期にわたる経験を有しており、それらを当社の監査等委員である取締役として当社の監査等に活かすことを期待し、選任するものであります。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
6. 松岡茂氏及び中尾亨氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。両氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。なお、松岡茂氏は、過去に、当社の業務執行者ではない役員（社外監査役）であったことがあります。
7. 当社は、松岡茂氏及び中尾亨氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：福井県福井市八重巻町25号81番地

当社本社2階大会議室

電話 0776(43)1034



交通 JR「森田駅」より徒歩15分